

公 示

自家用有償旅客運送の監査方針について

自家用有償旅客運送の監査について、下記のとおり監査方針を定めたので公示する。

平成18年10月1日

関東運輸局群馬運輸支局長 大 森 茂

記

1. 基本方針

運送者に対する監査については、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととする。

2. 監査の種類

(1) 特別監査

運転者が第一当事者と推定される死亡事故及び酒酔い運転等の悪質違反を伴う事故などで社会的影響の大きい事故を引き起こした又は悪質違反を犯した運送者等に対し、全般的な法令遵守状況について行う監査

(2) 一般監査

監査を必要とする場合に運送者に対し、原則として重点事項を定めて行う監査

3. 監査の実施

(1) 監査の実施に当たっては、運輸支局の自動車運送事業監査室において効率的・効果的な実施を図るものとする。

(2) 監査の重点事項については、施設の状況、運行の管理の実施状況及び点検整備の実施状況を核として、別途定めるところによる。

(3) 運送者の事務所において行う監査は、原則として無通告で行うものとする。